

税の申告が始まります

《受付期間》 2月15日(水) から 3月15日(水)



確定申告書の作成は便利な
国税庁ホームページから ▶

令和5年度市・県民税の申告、令和4年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。各地区の指定された期日に申告しましょう。3月16日以降の確定申告は、郡山税務署でのみ受け付けとなります。市内の受付期間を過ぎ、郡山税務署で確定申告を行った場合、市・県民税への反映が7月以降になることがありますので、ご注意ください。市・県民税申告の要否は、市役所ホームページにフローチャートがありますのでご覧ください。

【申告相談日程】 受付時間：午前9時～午後4時

月日	滝根		大越		都路		常葉		船引(南)		船引(北)						
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区					
2月	15 水	滝根行政局は 2月22日(水) から受付開始	大越行政局は 2月22日(水) から受付開始	都路行政局は 2月22日(水) から受付開始	常葉行政局は 2月22日(水) から受付開始	文化の館ときわ1階多目的ホール	要田出張所	要田	美山出張所	鹿又1							
	16 木							荒和田		鹿又2、長外路							
	17 金							笹山		鹿又3							
	20 月							神保町、関場、 梵天川、中広土		早稲川、牧野、 栗出	岩井沢地区	西向、 山根地区	芦沢西	芦沢中、 芦沢東	芦沢南、 芦沢北	瀬川出張所	新館
	21 火																門鹿、大倉
	22 水							上郷、遠山沢		石沢							
	24 金							下郷、大堀		横道							
	27 月							和真、大平、 入新田		上移							
	28 火							上区、本郷		北移							
	3月							1 水		滝根行政局1階特設会場	大越行政局2階特設会場	都路行政局2階大会議室	文化の館ときわ1階多目的ホール	七郷出張所	石神、原屋敷、 菅谷駅前	市役所1階多目的ホール	桐山、門沢
2 木		井堀・永谷	中山														
3 金		文珠、石森															
6 月		入水、畑中、 江川、糠塚	春山(1区、2区)														
7 火		上郷、中郷	下里														
8 水		常葉地区	今泉														
9 木		常葉地区	小沢、板橋														
10 金	常葉地区	北区・栄町															
13 月	作組、広瀬町、 下組	大町、中町															
14 火	常葉地区	上町															
15 水	滝根全地区	大越全地区	都路全地区	常葉全地区	船引全地区												

所得税確定申告が必要な方

- ① 営業や農業などの事業所得がある
- ② 不動産所得(地代・家賃収入)がある
- ③ 土地や建物を売った譲渡所得がある
- ④ 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える
- ⑤ 給与を2カ所以上から受けている方で、主たる給与以外の収入が20万円を超える
- ⑥ 給与収入が2000万円を超える
- ⑦ 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える

市・県民税の申告が必要な方

5年1月1日現在、市内に住所がある方で、次の「市・県民税の申告が必要な方」に該当しない方はすべて4年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減が受けられない場合がありますのでご注意ください。

市・県民税の申告が不要な方

- ① 確定申告をした
- ② 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている
- ③ 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等

申告に必要なもの

- ① 所得計算に必要なもの
収入額や経費が分かる書類や給与・年金の源泉徴収票など
- ② 控除計算に必要なもの
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- ③ マイナンバーカード
マイナンバーカードを持っていない方は次のものをお持ちください。
通知カードまたはマイナンバー記載の住民票と本人確認書類【本人確認書類】
写真付きの場合
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
写真付きではない場合
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- ④ 預金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

- 次の申告に該当する方は税務署での申告をお願いします
- ① 初年度の住宅借入等特別控除を受ける申告

介護保険要介護認定を受けている方へ ～税の申告で障害者控除が受けられます～

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても、障害者控除を受けることができます。対象となる方は「介護保険被保険者証」を申告時に提示してください。また、直接税務署に申告する場合と税理士等を通じて申告する場合は「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定証は高齢福祉課または各行政局、各出張所で発行しますので、申請ください。

☎ 82-1115

- ② 雑損控除・繰越損失の申告
- ③ 暗号資産(仮想通貨)の売却益の申告
- ④ 相続等により取得した年金受給権に係る個人年金を含む申告
- ⑤ 外国税控除の申告
- ⑥ 令和4年中に死亡した方の申告
- ⑦ 確定申告の控除に税務署の収受印が必要な申告
- ⑧ 令和3年分以前の確定申告

電子申告 e-TAXでの 申告書提出にご協力ください

市では税務署への確定申告書の提出を「国税電子申告・納税システム(以下e-TAX)」を利用して行っています。e-TAXで申告書を提出すると、紙で提出した場合と比較して1カ月程度早く還付金を受領できたり、添付書類の一部を省略できたりするなど良い点が多くあります。

e-TAXを利用して提出する場合、申告する方の「利用者識別番号」が必要となりますので、番号取得にご協力をお願いします。

※利用者識別番号の取得はe-TAXホームページで行いますが、作業は市職員がお手伝いします。すでに利用者識別番号を取得済みの方は、再度取得する必要はありません。取得時に配布した「利用者識別番号の取得に係る設定票」をお持ちください。

税務署から確定申告のお知らせ

▼確定申告書作成会場の開設

●日時 2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時30分～午後4時

●場所 南東北総合卸センター

●その他

- ・郡山税務署内では開設しません。
- ・会場の混雑緩和のため、入場整理券の事前発行、当日の会場配布を予定しています。
- ・スマートフォンでの申告書作成をお勧めしています。

スマホ用QRコード ▶▶▶



☎ 郡山税務署 ☎ 024-932-2041

●問い合わせ ◆市・県民税について 市民部 税務課 ☎ 81-2119 市ホームページ▶▶▶

◆所得税・消費税・贈与税について 郡山税務署(自動音声案内) ☎ 024-932-2041

